

食品関係営業施設における「管理運営の基準」の改正（骨子案） に対する個別意見の概要及び県の考え方

NO	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	「HACCP導入型基準」について	
1	HACCP導入型基準を選択した場合、作成した文書や検証の実施内容が適正かどうか、保健所等による確認が行われるのか。 確認しない場合、作成した文書や検証の実施が適正であることを事業者はどのように把握するのか。	HACCP導入型基準に基づく衛生管理が遵守されているかについては、従来型基準と同様に、保健所の立入調査により確認し、必要に応じて指導を行います。
2	食品の安全のため、HACCPによる衛生管理を条例にすることはたいへん良いことであり、しっかり監督して欲しい。	御意見として承ります。
3	事業所で衛生管理を実施する班を編制するために、HACCPの専門的な知識、技術をもつ人材を見つけることが難しい。	御意見を踏まえ、人材育成のためのセミナーの開催、リーフレットの作成、アドバイスの実施等、事業者がHACCPを導入する際に県として効果的・専門的な支援に努めてまいります。
4	HACCPの導入のための研修を行うなど、多くの会社に理解してもらうことが必要である。	
5	HACCPの導入のためのマニュアルや専門的な支援が必要である。	
6	HACCPを導入すると文書や記録の作成、管理が必要であるが、小規模な会社でもできるように、内容に配慮して欲しい。	
7	(3) 食品取扱設備について、「洗剤を使用する場合は」ではなく、「器具の洗浄に洗剤を」とした方がわかりやすいのではないかと。	
8	(4) 使用水等の管理について、「保健所等が飲用に」と記載しているが、保健所以外ではどこが判断するのか。 また、「滅菌装置等は」とあるが、滅菌よりも殺菌の方がよいのではないかと。滅菌、殺菌、除菌の使い分けは整理した方がよい。	
9	(10) 食品等の取扱のモニタリング方法については、国のガイドラインどおり「十分な頻度で」という文言を追加すべきではないかと。	モニタリングは、「連続的又は相当の頻度の確認」であり、ご指摘の趣旨は当該改正文で対応できるものと考えます。
10	食品を買うときのために、HACCP導入型基準を選択している事業者を消費者が知ることが出来るようにしてほしい。	御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

2 「情報の提供に関する基準」について		
1 1	営業者の消費者への情報提供は、どんな方法で行うのか。	包装や説明書への表示、店頭表示、ホームページの掲載等が考えられます。
1 2	保健所に報告が必要な苦情の事例を具体的に示して欲しい。	健康被害につながるおそれが否定できないものである場合、報告の対象となります。具体的な内容については、今後、食品関係団体等へ周知することとしています。
1 3	異味、異臭のような感覚による苦情は個人差があり、健康被害につながる可能性の有無は明確にはならない場合もあると思うが、事業者としては隠蔽したとされ企業イメージの悪化を回避するために保健所に報告する件数が増加するのではないか。	異味、異臭については、健康被害につながるおそれが否定できないものである場合、報告の対象となります。 保健所においては、報告を受けた情報を集約し、食品安全の観点から、食品等事業者と共に問題解決に向けて、個別に対応することとなります。
1 4	保健所へ報告があった場合には、健康被害につながる可能性の有無について、製品に対して何らかの見解が示されることとなるのか。	保健所においては、報告を受けた情報を集約し、食品安全の観点から、食品等事業者と共に問題解決に向けて、個別に対応することとなります。
1 5	保健所へ報告が行われた情報は、内容によって公表、非公表とされるべきである。	報告があった情報については、被害拡大防止対策を速やかに講じるため、個別に必要な応じた措置を行います。
1 6	(1 5) 情報の提供の保健所へ報告する情報は、「消費者からの健康被害」ではなく、「消費者からの健康被害に関する情報」とするべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。
3 その他		
1 7	専門性が高く、実影響を受ける業種が限られる案件であり、「県民全般からの意見募集」の他に、当該者への積極的な聞き取りを実施した上での素案作成・施策実行をお願いします。	食品関連事業者団体に、パブリック・コメントの実施について通知し、意見を募集いたしました。
1 8	意見公募期間内に年末年始も含み、他パブリックコメント実施案件も多数ある中、1ヶ月間の意見公募期間というのは日程的に困難であるため、期間延長又は意見募集追加実施を求める。 期間延長が困難であるならば、今後意見公募の期間については内容(資料量等)・時期・同時期実施案件数等を考慮いただきたい。 ホームページが参照できない者もいるが、当パブリックコメントの広報が、ホームページ以外でどの程度実施されたのか提示をお願いします。	山口県パブリック・コメント制度実施要綱に基づき実施しました。 また、パブリック・コメントの実施については、新聞広告やメールマガジンなどにより広報に努めて参りました。 御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。